

国立大学法人東京農工大学非常勤職員就業規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学非常勤職員就業規則を次のとおり改正する。

現 行	改 正	備 考
<p>国立大学法人東京農工大学非常勤職員就業規則</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月1日 16 経教規則第4号</p> <p>第1条～第6条 省略 (雇用契約の更新)</p> <p>第7条 省略 2～4 省略</p> <p>5 第1項の規定は、非常勤講師、シニアプロフェッサー、学校医、科研費等研究支援アシスタント、COEアシスタント、ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタント及びスーパーリサーチ・アシスタントには適用しない。</p> <p>第8条 省略 (新設)</p> <p>第9条～第29条 省略 (休日)</p> <p>第30条 休日は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 日曜日</p> <p>二～六 省略</p> <p>2 省略</p>	<p>第1条～第6条 省略(現行どおり) (雇用契約の更新)</p> <p>第7条 省略(現行どおり) 2～4 省略(現行どおり)</p> <p>5 第1項の規定は、非常勤講師、シニアプロフェッサー、<u>インストラクター</u>、学校医、科研費等研究支援アシスタント、COEアシスタント、ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタント及びスーパーリサーチ・アシスタントには適用しない。</p> <p>第8条 省略(現行どおり) <u>(再雇用)</u></p> <p><u>第8条の2 前条第1項に規定する年齢に達した日以後に雇用契約の期間が満了したことにより退職した者であり、かつ、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第9条第2項の規定に基づき別に定める基準を満たす者については、引き続きパートタイム契約職員として再雇用することができるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定に基づき再雇用される非常勤職員(以下「再雇用非常勤職員」という。)は、1年を超えない範囲内の期間(再雇用しようとする日の属する年度の末日までの期間に限る。)の雇用条件を年度ごとに提示し、採用するものとする。</u></p> <p><u>3 国立大学法人東京農工大学職員再雇用規程第7条及び第8条の規定は、再雇用非常勤職員について準用する。この場合において、「再雇用職員」とあるのは「再雇用非常勤職員」と読み替えて適用するものとする。</u></p> <p>第9条～第29条 省略(現行どおり) (休日)</p> <p>第30条 休日は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 日曜日(法定休日)</p> <p>二～六 省略(現行どおり)</p> <p>2 省略(現行どおり) <u>(休日の振替)</u></p> <p><u>第30条の2 大学は、非常勤職員の休日とされた日に業務の都合上、特に勤務するこ</u></p>	

とを命ずる必要がある場合には、事前に当該休日を勤務日とし、当該週の勤務が割り振られた日を休日に振り替えることができる。

2 業務の都合上、休日の振替を行う場合には、当該週の起算日は勤務を命ぜられた日とする。

(休日の代休日)

第30条の3 大学は、前条に規定する休日の振替ができない場合には、当該休日に代わり勤務することを要しない日(以下「代休日」という。)として、当該休日を起算日とする8週間後の日までの期間内にある勤務日(休日を除く。)を指定することができる。

2 第1項の代休日の指定ができる場合とは、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 出張等により当該週に振替できない場合
- 二 その他真にやむを得ないと認められる場合

(休日の振替及び代休日の手続)

第30条の4 休日の振替及び代休日の指定は、休日の振替簿、代休日指定簿により行うものとし、その振替及び指定については、できる限り非常勤職員の意向に沿うものとする。

2 休日の振替は1日を単位とし、休日の代休日は半日又は1日を単位とする。

(職務専念義務の免除)

第30条の5 非常勤職員は、次の各号に掲げる事由に該当する場合には、職務専念義務の免除(以下「職専免」という。)について、当該各号に掲げる期間、承認を受けることができる。

- 一 保健指導職専免 妊娠中の女性職員及び産後1年を経過しない女性職員が、母子保健法に規定する保健指導又は健康診査を受けるため勤務しないことを承認された場合 妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回(医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数)について、それぞれ1日の所定の労働時間等の範囲内で必要と認められる時間
- 二 通勤緩和職専免 妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められ、所定の労働時間の始め又は終わりにおいて、勤務しないことを承認された場合 所定の労働時間の始め又は終わりにつき1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認められる時間
- 三 母体保護職専免 妊娠中の女性職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められ、適宜休息し、又は補食するために必要な時間、勤務しないことを承認された場合 所定の労働時間の始めから連続する時間若しくは終わりまで連続す

第31条 省略

(年次有給休暇以外の有給休暇)

第32条 大学は、前条の定めにより有給休暇を付与された非常勤職員が次の各号の一に該当する場合、年次有給休暇以外の有給休暇を、当該各号に定める期間付与するものとする。

- 一 選挙権その他公民としての権利を行使するため、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- 二 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭するため、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- 三 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等のため、事業場に赴くことが著しく困難であると認められるとき 連続する3日の範囲内で出勤困難な状態である期間
- 四 地震、水害、火災その他の災害時において、非常勤職員が退勤途上における身体の危険を回避するため、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- 五 親族が死亡した場合で、非常勤職員(フルタイム契約職員で、6月以上の雇用期間が定められている者又は6月以上継続勤務している者をいう。)が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 東京農工大学職員の労働時間、休暇等に関する規程第24条第1項第11号に定める期間
- 六 省エネルギーの推進による地球温暖化の防止及び職員の健康増進や心身のリフレッシュに資するために実施される夏季一斉休業の期間

る時間又は勤務しないことを請求した職員について他の規定により勤務しないことを承認している時間に連続する時間以外の時間で適宜休息し、又は補食するために必要と認められる時間

2 前項の事由により勤務しないことの承認を受ける場合には、あらかじめ必要な証明書類を添付して、申し出なければならない。

3 第1項第1号及び第2号により承認された期間は無給、第3号により承認された期間は有給とする。

第31条 省略(現行どおり)

(年次有給休暇以外の有給休暇)

第32条 大学は、非常勤職員が次の各号の一に該当する場合、年次有給休暇以外の有給休暇を、当該各号に定める期間付与するものとする。

- 一 公民権行使休暇 選挙権その他公民としての権利を行使するため、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- 二 証人等出頭休暇 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭するため、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- 三 災害時休暇 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等のため、事業場に赴くことが著しく困難であると認められるとき 連続する3日の範囲内で出勤困難な状態である期間
- 四 危険回避休暇 地震、水害、火災その他の災害時において、非常勤職員が退勤途上における身体の危険を回避するため、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- 五 忌引休暇 親族が死亡した場合で、非常勤職員(フルタイム契約職員で、6月以上の雇用期間が定められている者又は6月以上継続勤務している者をいう。)が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 東京農工大学職員の労働時間、休暇等に関する規程(以下「労働時間規程」という。)第24条第1項第11号に定める期間
- 六 夏季一斉休業 省エネルギーの推進による地球温暖化の防止及び職員の健康増進や心身のリフレッシュに資するために実施される夏季一斉休業の期間

2 前項の日数には、休日を含むものとする。

3 第1項の年次有給休暇以外の有給休暇は必要に応じて、1日、1時間又は1分を単位として付与する。

4 第1項の休暇を請求する場合には、必要に応じて、証明書類等を提出しなけ

<p>(年次有給休暇以外の無給休暇)</p> <p>第33条 大学は、非常勤職員が次の各号の一に該当する場合、年次有給休暇以外の無給休暇を当該各号に定める期間、付与するものとする。</p> <p>一 6週間(多胎妊娠の場合は14週間)以内に出産する予定である女子の非常勤職員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間</p> <p>二 女子の非常勤職員が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間</p> <p>三 生後1年に達しない子を育てる非常勤職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間(男子職員にあっては常勤職員就業規則に準ずる)</p> <p>四 女子の非常勤職員が生理日における就労が著しく困難なため、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間</p> <p>五 業務上の負傷又は疾病により療養する必要があるため、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間</p> <p>六 非常勤職員(フルタイム契約職員で、6月以上の雇用期間が定められている者又は6月以上継続勤務している者をいう。)が負傷又は疾病により療養する必要があるため、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 一の年度において10日の範囲内の期間</p> <p>七 非常勤職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間</p> <p>八 削除</p> <p>九 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育又は要介護状態にある家族と同居する非常勤職員が、その子又は家族の看護(負傷し、若しくは疾病にかかった子又は要介護状態にある家族の世話をを行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において10日の範囲内の期間(日又は時間単位で付与する。)</p>	<p><u>ればならない。</u></p> <p>(年次有給休暇以外の無給休暇)</p> <p>第33条 大学は、非常勤職員が次の各号の一に該当する場合、年次有給休暇以外の無給休暇を当該各号に定める期間、付与するものとする。</p> <p>一 <u>産前休暇</u> 6週間(多胎妊娠の場合は14週間)以内に出産する予定である女子の非常勤職員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間</p> <p>二 <u>産後休暇</u> 女子の非常勤職員が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間</p> <p>三 <u>保育休暇</u> 生後1年に達しない子を育てる非常勤職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間(男子職員にあっては労働時間規程第24条第1項第8号に準ずる)</p> <p>四 <u>生理休暇</u> 女子の非常勤職員が生理日における就労が著しく困難なため、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間</p> <p>五 <u>業務上傷病休暇</u> 業務上の負傷又は疾病により療養する必要があるため、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間</p> <p>六 <u>傷病休暇</u> 非常勤職員(フルタイム契約職員で、6月以上の雇用期間が定められている者又は6月以上継続勤務している者をいう。)が負傷又は疾病により療養する必要があるため、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 一の年度において10日の範囲内の期間</p> <p>七 <u>ドナー休暇</u> 非常勤職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間</p> <p>八 削除</p> <p>九 <u>看護休暇</u> 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する非常勤職員(所定労働日数が週3日以上又は年121日以上で6ヶ月以上継続して勤務している者をいう。)が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかった子の世話をを行うことをいう。)のため又は疾病の予防を図るために予防接種若しくは健康診断を受けさせるため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において10日の範囲内の期間(日又は時間単位で付与する。)</p> <p>十 <u>介護休暇</u> 非常勤職員(所定労働日数が週3日以上又は年121日以上で6ヶ月以上継続して勤務している者をいう。)が要介護状態にある配偶者(婚姻の届出をし</p>	
---	--	--

第33条の2～第56条 省略

附 則 省略

別表

非常勤講師
シニアプロフェッサー
(新設)
学校医
非常勤研究員
科研費等研究支援研究員
科研費等研究支援アシスタント
科研費等研究支援技術員
COE研究員
COEアシスタント
COE技術員

ていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。) 父母、子、配偶者の父母、及び非常勤職員と同居している祖父母、孫、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者、配偶者の子の介護のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において10日の範囲内の期間(日又は時間単位で付与する。)

2 前項の日数及び週数には、休日を含むものとする。

3 第1項の年次有給休暇以外の無給休暇は必要に応じて、1日、1時間又は1分を単位として付与する。

4 前項の規定に関わらず、第1項第9号看護休暇及び第10号介護休暇は、1日、1時間を単位として付与するものとし、1時間単位で付与する場合には、1日の所定労働時間をもって1日と換算する。ただし、日によって所定労働時間数が異なる場合は、1週間における1日平均所定労働時間数をもって1日と換算する。

5 第1項の休暇を請求する場合には、必要に応じて、証明書類等を提出しなければならない。

第33条の2～第56条 省略(現行どおり)

附 則 省略(現行どおり)

別表

非常勤講師
シニアプロフェッサー
インストラクター
学校医
非常勤研究員
科研費等研究支援研究員
科研費等研究支援アシスタント
科研費等研究支援技術員
(削る)
(削る)
(削る)
産学官連携研究員

産学官連携研究員		研究支援推進員		
研究支援推進員		寄附講座教員		
寄附講座教員		特別研究員		
特別研究員		特任教授		
特任教員		特任准教授		
		特任講師		
		特任助教		
		特任助手		
		特別研究助教		
(新設)		I T P 研究員		
I T P 研究員		ティーチング・アシスタント		
ティーチング・アシスタント		リサーチ・アシスタント		
リサーチ・アシスタント		スーパーリサーチ・アシスタント		
スーパーリサーチ・アシスタント		事務補佐員		
事務補佐員		技術補佐員		
技術補佐員		技能補佐員		
技能補佐員		臨時用務員		
臨時用務員		再雇用職員		
再雇用職員				

附 則 (2 2 経教 規則第 4 号)

この規程は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。